

群馬県耐震改修促進計画（2026 - 2030）【概要版】

下線：本計画において重点的に取り組む項目

1. 計画の概要

- (1) 計画の位置付け 耐震改修促進法に基づく法定計画で、地震による建築物の倒壊等から県民の命と財産を守るために、既存建築物の耐震改修等の促進に関する方針や目標、施策等を定める計画
- (2) 計画期間 令和8年度 から 令和12年度（5年間）
- (3) 基本方針 「自然災害による死者ゼロ」及び「災害レジリエンスNo.1」を実現するために、住宅・建築物の耐震化と減災化の両輪により県民の「命を守り、命をつなぐ」
- (4) 対象建築物 群馬県内における全ての「既存耐震不適格建築物」※1を対象とし、とりわけ「住宅」や「耐震診断義務付け対象建築物」などを中心に耐震化を促進する。
※1 現行の建築基準法等の耐震関係規定に適合しない既存不適格建築物
- (5) 改定ポイント ① 建築物の用途等にあわせた目標設定 ② 減災化の促進にも重点をおいた施策

2. 耐震化の現状と課題

- (1) 住宅
 - 課題1 更なる耐震化の促進
現状：令和6年度末の耐震化率は90.4%で、従前目標の95%（R7末）の達成は困難
 - 課題2 高齢者世帯の住宅の耐震化
現状：高齢化率の高い地域での耐震化の遅れ
 - 課題3 減災化の促進
現状：耐震改修が困難な場合でも、減災の観点から命を守る対策が必要
- (2) 耐震診断義務付け対象建築物
 - 課題1 更なる耐震化の促進
現状：令和6年度末の耐震化率は73.2%で、従前目標の95%（R7末）の達成は困難
 - 課題2 建築物の用途等に合わせた対策
現状：建築物の用途等により耐震化の進捗が異なる
- (3) 各建築物に共通した課題
 - 共通課題 耐震化・減災化にかかる所有者負担軽減
耐震化・減災化にかかる普及啓発

3. 耐震化の目標

- (1) 目標設定の考え方 ① 国の基本方針や群馬県における耐震化の現状を踏まえ目標を設定 ② 用途等により耐震化状況の異なる耐震診断義務付け対象建築物は、それぞれ目標を設定

(2) 耐震化の目標

建築物の用途等	耐震化率		
	現状 (R6末)	従前目標 (R7末)	目標 (R12末)
住宅	90.4%	95%	95%
耐震診断義務付け対象建築物	73.4%	95%	—
要緊急安全確認大規模建築物 ※2	87.6%	—	95%
沿道建築物 ※3	31.6%	—	50%
防災拠点 ※4	50.0%	—	100%

※2 多数の者が利用する大規模なホテル・旅館等

※3 倒壊により避難路を塞ぐ恐れのある建築物

※4 地震時に防災拠点となる官公署等

4. 主な耐震化・減災化の促進施策

(1) 住宅

- 【耐震診断】耐震診断者派遣事業の支援、耐震診断技術者の養成
- 【耐震化の促進】低コスト工法の普及、建替・除却による耐震化の促進、耐震改修事業者の育成等
- 【減災化の促進】耐震改修よりも容易に実施できる「部分改修」や「耐震シェルター等設置」の促進
市町村への減災化補助制度の創設・拡充の働きかけ
- 【所有者の負担軽減】耐震化・減災化に対する市町村との協調補助、補助金の代理受領制度の普及等
- 【普及啓発】さまざまな媒体による情報発信、市町村と連携した戸別訪問、出前なんでも講座の実施等
- 【高齢者への対応】高齢者向け情報発信、高齢化率の高い地域における補助制度創設・拡充の働きかけ
- 【市町村との連携強化】市町村と連携した事業の実施、市町村の施策に対する技術的支援

(2) 要緊急安全確認大規模建築物

- 【費用負担軽減】耐震補強設計及び耐震改修への市町村との協調補助
- 【働きかけ】県と市町村による所有者等への個別訪問（相談対応、事業進捗管理等）

(3) 沿道建築物

- 【耐震化の促進】倒壊時に道路閉塞リスクの高い建築物の優先的な耐震化促進
- 【費用負担軽減】耐震診断、耐震補強設計及び耐震改修への市町村との協調補助
- 【働きかけ】県と市町村による所有者等への個別訪問（相談対応、事業進捗管理等）
- 【関係部局との連携】道路部局等の関係部局との連携（緊急輸送道路や道路啓開計画を踏まえた耐震化の促進等）

(4) 防災拠点

- 【働きかけ】対象はすべて防災上重要な市町村庁舎
→ 施設管理者に対する定期的な働きかけ（早急な耐震化実施、事業進捗管理、技術的な助言）

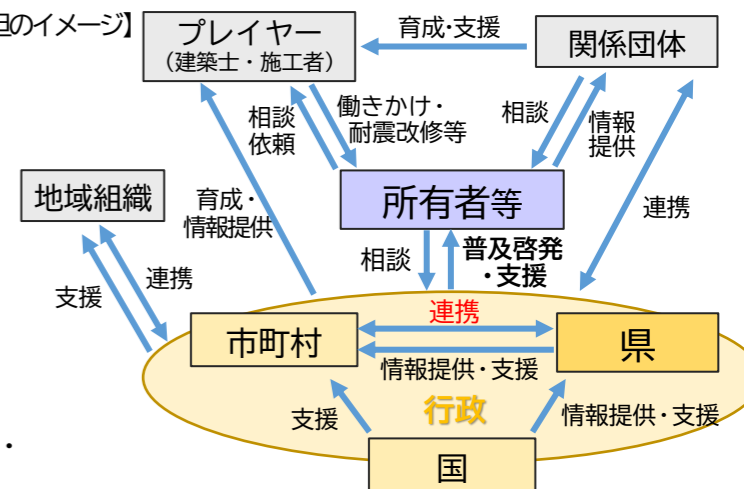
(5) その他

- 【多数の者が利用する建築物】
 - 所有者等への様々な媒体による情報発信、ダイレクトメール等による普及啓発
- 【公共建築物】
 - 優先順位を定め耐震化の推進、天井等の非構造部材やエレベーター等の耐震対策
- 【ブロック塀等】
 - ブロック塀等除却に対する市町村との協調補助、市町村への補助制度創設・拡充の働きかけ

5. 耐震化・減災化を促進するための体制等

(1) 耐震化・減災化促進のための体制

【役割分担のイメージ】



【基本的考え方】

- 所有者等の自助努力による耐震対策
- 行政は補助事業等により所有者等を支援
- プレイヤーが活躍できる環境を整備

【役割分担】

- 各主体が役割分担、相互に連携
- 県の関係部局との連携
- 市町村との連携強化

(2) 法に基づく指導等

各所管行政庁が連携して耐震改修促進法に基づく指導・助言等を実施し、住宅・建築物の耐震化を促進する。